

生成A I 活用に係る実証実験に関する連携協定書

中央区（以下「甲」という。）と株式会社エクサウィザーズ（以下「乙」という。）は、中央区における行政業務での生成A I 活用に係る実証実験（以下「本実証実験」という。）の実施に関し、相互に連携及び協力をするため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲は業務効率化・高度化に関する生成A I の実証実験に参画することにより、生成A I の活用促進とデジタル人材の育成につなげ、行政サービスの向上や業務におけるD X推進に資することを目的とする。

乙は本実証実験を通じて、生成A I 技術の社会実装に向けた課題の抽出と解決策の検討、ノウハウの蓄積を行い、広く社会に共有することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について相互に連携し、協力する。

（1） 生成A I 利活用促進のための事例の創出

ア 業務の再整理および効率化・高度化検討

イ 新サービス創出の検討

（2） 生成A I 活用に関する効果検証、課題解決、ノウハウの共有

ア 業務課題のヒアリング、生成A I での解決事例案の検討

イ データ収集、定量・定性効果の測定及び検証・分析、モデル構築、精度向上検討等

（3） 本実証実験に関する広報

ア プレスリリース、事例紹介等における協力

（4） その他、本実証実験に関連すると認められる事項に関すること。

（知的財産権の取扱い）

第3条 本協定に基づく連携により生じた著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。以下同じ。）は、甲が従前から保有していた著作物及び甲が自ら本サービスを利用するために作成したユーザープロンプトに関する著作権を除き、乙に帰属する。

2 甲は、本協定の存続する期間中、乙の有する著作権を無償で利用することができる。

(公表)

第4条 甲乙は、本協定の締結の事実、その内容及び本業務の成果につきプレスリリース、開示その他の手段で公表しようとする場合は、かかる公表の内容及び方法を含め、事前に相手方と調整の上、相手方の書面等による合意を得るものとする。

(連絡調整)

第5条 甲及び乙は、本協定による連携を円滑で効果的に進めるため、必要に応じ連絡調整を行うこととする。

(協定期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項及び協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

(その他)

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和7年6月6日

甲 東京都中央区築地一丁目1番1号
中央区
中央区長 山本 泰人

乙 東京都港区芝4-2-8
住友不動産三田ファーストビル5階
株式会社エクサウィザーズ
代表取締役 春田 真